

中部森林管理局 樹木採取権公募要項等説明会、現地説明会（令和3年10月14日、15日）質問に対する回答

【10月14日 公募要項等説明会】

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料 1	P4～P6	木材の安定的な取引関係の確立	木材の安定的な取引の協定関連でペナルティなどはあるか。	木材の安定取引のため、関係者が協定を遵守することが望めますが、情勢の変化により遵守が難しい場合、申請により、協定先を変更することは可能です。また、木材の安定取引の実績について、素材生産量は毎年度、木材消費量は新規需要開拓の取組について複数年（3年後、5年後、8年後、10年後）ごとに報告いただく予定です。協定の遵守状況については、国が木材取引計画への適合を確認し、国有林材供給調整検討委員会に報告するという流れとなりますが、この中で、地域の木材需給に悪影響を及ぼしているとして委員会から意見をを受けた上で行われる国の改善指導に従わないなど計画に対する取り組みが不誠実であると判断された場合にはペナルティとなる場合があります。
2	資料 1 資料 2 別紙11	P4 P2	木材の安定的な取引関係の確立	新規需要とはどのようなものが当たるのか。	新規需要として考えられるものは ①従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの、 ②従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの、 ③その他の取組として、地元産材の活用により差別化を図る取組、輸出、国産材製品の競争力強化に関する取組、原木供給が不足している用途への供給等で既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを想定しています。別紙11「樹木採取権を行使する際の指針」P2（別記）木材の取引等について以下を満たすこと。備考に例示として記載しています。
3	資料 1 資料 2 別紙11	P4 P2	木材の安定的な取引関係の確立	川上事業者としてはゼネコン等との繋がりは薄く川下に協定を依頼することは難しい。経営に関わることもである。数量増のみでは新規需要開拓と認められないのか。	樹木採取区からの供給量を元に、申請者と川中事業者、川下事業者と木材の安定取引協定を結んでいただくことは必須となります。協定において、単純な数量の増のみでは新規需要開拓と認められませんので、木材の新規需要開拓の内容を申請書に記載して下さい。新規需要開拓の例は資料1のP4のとおりですが、例えば外材を使用していたところを国産材に切り替えるということでも新規需要開拓と認められると考えています。
4	資料 1	P12	樹木料	割増率は10年間固定か。	権利存続期間中、割増率は固定であり変更はありません。
5	資料 1 資料 2 別紙15	P14 P24	植栽等	植栽まで行うことが義務の様だが下刈りまで含むのか。	採取権者の義務は地植え、植栽までとなります。別紙15運用協定書（案）P24第9章「採取跡地における造林」第55条造林の委託のところをご確認下さい。
6	資料 2 別紙 4 別紙15	P1, P3, P4, P6 P46～P47	生産固定経費	生産固定経費を共通とみなす伐区とはどのようなものか。	基礎額を算定するにあたり、基礎額算定林分に近接した伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（生産固定経費）を同一とみなし、面積割合で按分した伐区群のことを言います。資料4公募時現況図面において、同色で塗られた伐区群が生産固定経費を共通とみなした伐区となります。
7	資料 2 別紙12	P6～P13	採取に関する基準	採取可能面積が174haということだと年平均で約17ha。上限面積があるとのことだがその上限内であれば自由に伐れるのか。	採取可能面積は、権利設定料の算定、採取面積の上限等の算定に用いるための面積であり実際に採取できる面積とは異なります。また、実施契約の契約期間中に採取できる面積については、上限採取面積及び最低採取面積が設定されており、上限採取面積には実施契約の契約期間中に採取できる総計上限採取面積と単年度に採取できる単年度上限採取面積、最低採取面積には実施契約の契約期間中に採取しなければならない総計最低採取面積があり、それぞれの条件を満たす必要があります。なお、具体的な数値は別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のP12～P13をご確認下さい。
8			全般	今後、上田市以外でも樹木採取区設定の予定はあるのか。	今回の全国10か所の設定はパイロット的な試みであるため、現時点で次の候補地の設定が検討されているものではありません。今回の設定を運用、検証し、その結果等を踏まえ判断していく考えです。

【10月15日 現地説明会】

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料2 別紙2 別紙3	P1	面積関係	採取区の区画面積約274haと採取可能面積約175ha、この100haの差は何か。採取可能面積は実際伐採できる面積と考えて良いか。	採取区の区画面積とは、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。この各区画面積の合計が当樹木採取区では273.90haとなっています。（資料2別紙3「中部1東信・真田樹木採取区森林資源等状況一覧表」備考1を参照） 採取可能面積とは権利設定料の算定や採取面積の上限等の算定に用いるための面積であり、実際に採取できる面積とは異なります。算定過程につきましては資料2別紙8「権利設定料の算定方法」P6～P8をご確認ください。
2	資料2 別紙6	P1	保安林協議	土場、作業道の拡幅についての保安林手続はだれが行うのか。	保安林について長野県への手続き（協議）については、原則、国の方で行うこととしています。
3	資料2 別紙12	P6～P13	採取に関する基準	上限、最低の採取面積について詳しく教えてほしい。	樹木採取権では、実施契約の契約期間中に採取できる面積の上限採取面積及び最低採取面積を設定しています。 上限採取面積では、実施契約の契約期間中に採取できる総計上限採取面積と実施契約の契約期間中の単年度ごとに採取できる単年度上限採取面積をそれぞれ二通り（（1）、（2）※）設定し、採取方法が①単一の場合は（1）を②複数の場合は（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす必要があります。（中部局は、採取方法が複数ありますので②を適用します。）また、単年度上限採取面積には、単年度上限採取面積（新規と繰越の合計面積）と新規伐区に係る単年度上限採取面積（新規のみの面積）があり、こちらも（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす必要があります。 最低採取面積では実施契約の契約期間中に採取しなければならない総計最低採取面積を設定しておりこちらの条件も満たす必要があります。 なお、具体的な数値は別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のP12～P13に記載しています。 ※ 別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」P6～P11を参照。
4	資料2 別紙14	P5	実行計画	実行計画書の提出から実際伐採ができるまでの期間はどのくらいかかるのか。	前年度の5月末日までに当該年度の実行計画書を国に提出してもらうこととしており（別紙14実施契約書（案）P5第4章各年度の実行計画第6条参照）、以降收穫調査を実施、その結果に基づき保安林伐採協議や樹木料の算定・提示を行います。そのため、実行計画書の提出から伐採できるまでは通常10ヶ月程度かかる予定です。
5	資料2 別紙15	P19	林道関係	既存林道の修繕は誰が行うのか。	既設的林道等の維持及び修繕は、国がその負担で行います。ただし、樹木採取権者による林道等の損傷の修繕については、樹木採取権者がその負担で行っていただくこととなります。別紙15運用協定書（案）P19第36条（既設林道等の維持及び修繕）を参照下さい。